

11 水防に関する資料

11 羽咋市水防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」）第33条第1項の規定により、羽咋市が作成する計画で、法第4条の規定に基づく指定水防管理団体として本市が、管内河川、ため池の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するための迅速かつ的確な水防活動を図ることを目的として、水防上必要な事項及び具体的な要領を定めるものである。

第2節 用語の定義

1 羽咋市水防本部

市内における水防を統括するために設置し、本部を市役所内（203会議室）に置く。ただし、災害対策基本法第23条に基づく羽咋市災害対策本部が設置された場合はこれに統合される。

2 水防管理団体

水防の責任を有する市町又は水防事務組合をいう。（法第2条）

3 指定水防管理団体

県内の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重要な関係のある水防管理団体として、知事が指定したものをいう。（法第4条）

4 水防管理者

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者若しくは長をいう。（法第2条第2項）

5 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。（法第2条第3項）

6 消防機関の長

消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長をいう。（法第2条第4項）

7 水防警報

指定河川、海岸について、国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認めるときに、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第16条第1項）

8 水防警報を行う河川

知事が洪水、津波又は高潮により県民経済上相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川をいう。（法第16条第4項 本市においては羽咋川及び子浦川）

9 水防団待機水位

洪水又は高潮のおそれがある場合に、県の水防計画で定められた水防管理者又は量水標管理者が関係者に通報しなければならない水位をいう。（法第12条第1項）

10 氾濫注意水位

水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。(法第12条第2項)

11 避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)

氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。(法第13条第2項)

12 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫のおそれがある水位をいう。

13 水位周知河川

知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定し、水位情報の通知及び周知を行う河川をいう。(法第13条第2項 本市においては羽咋川及び子浦川が水位周知河川として指定されている。)

14 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域をいう。

15 洪水予報

気象庁長官は洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じ一般に周知させるための予報をいう。(法第10条第1項)

第3節 水防事務の処理

洪水等の際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防活動の必要があると認めたときから、洪水等による危険が除去される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第4節 水防の責任等

水防の責任等は、水防法又は河川法により次のように規定されている。

1 羽咋市(水防管理団体)の責任

市内の水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第3条)

2 石川県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が、十分に行われるように確保すべき責任を有する。(法第3条の6)

なお、県(知事)の行う水防事務の主なものは概ね次のとおり規定されている。

(1) 水位情報の通知及び周知(法第13条第2項)

避難判断水位に達したときは、関係のある水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(本市においては羽咋川及び子浦川)

(2) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条第1, 3項)

水位周知河川について洪水浸水想定区域を指定し、その区域、浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知しなければならない。(本市においては羽咋川水系羽咋川・子浦川浸水想定区域)

(3) 水防警報の発表（法第16条第1項）

指定した水防警報河川について、水防警報を発表しなければならない。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類する。

遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲し、近地津波の場合は、地震発生から短期間のうちに津波が来襲する。従って、水防活動従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所へ所要時間がかかる場合は、水防活動従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動従事者の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 水防活動従事者の安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

水防活動従事者の安全確保のために、配慮すべき事項の例は以下のとおりである。

水防活動時には、ライフジャケットを着用する。

水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。

水防活動時には、ラジオの携帯等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

指揮者は、水防活動が長時間にわたるとき、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施することが望ましい。

その他、地域の実情に応じて検討を行い、水防計画に反映するものとする。

第2章 水 防 組 織

第1節 水防本部の設置及び水防組織と機構

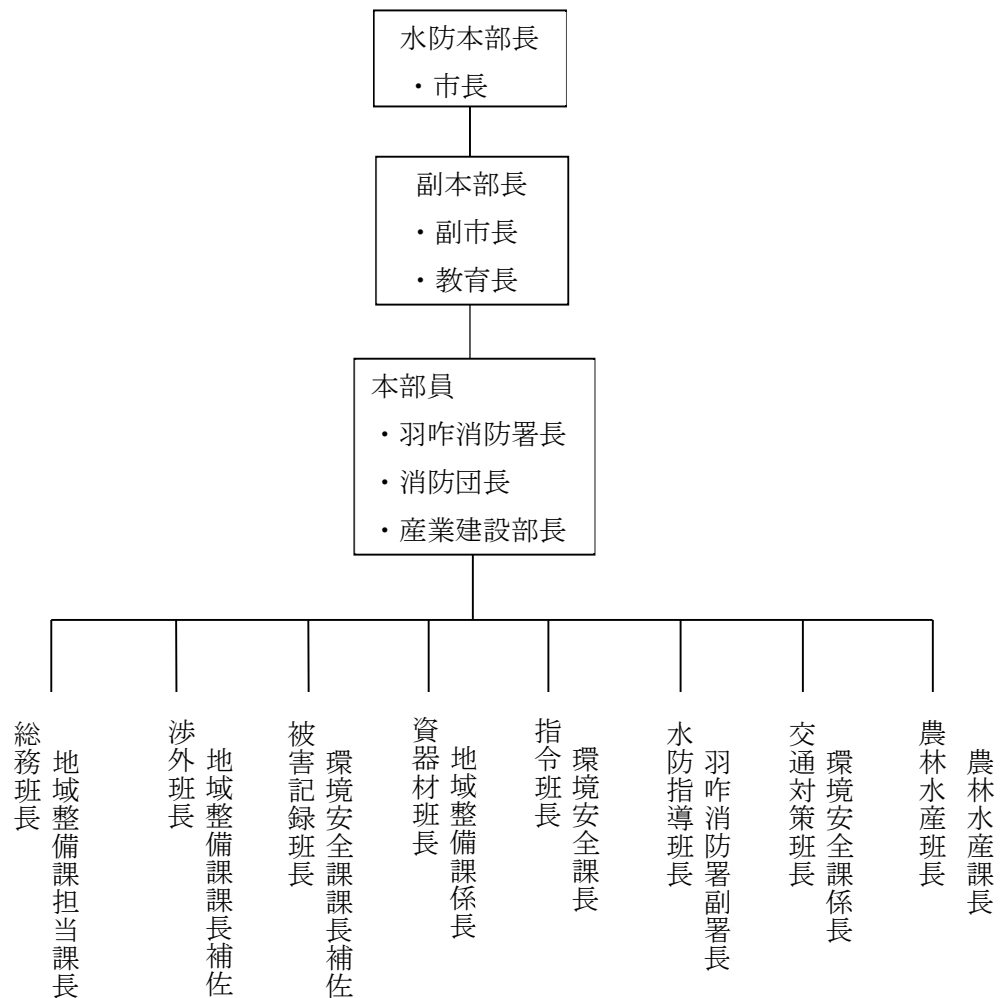
1 水防本部

(1) 水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから、その危険が除去するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。また、水防活動に伴う災害対策本部が設置された場合には、市災害対策本部（事務局：環境安全課）に統合され、水防計画に基づき水防活動にあたる。

(2) 水防本部の事務局は地域整備課に置き、水防本部の組織は次のとおりとする。

2 本部組織と連絡表

(1) 組織表及び連絡表



◎水防本部連絡表

水防担当職名	職 名	氏 名	住 所	電 話 番 号
本部長	市 長	岸 博 一	旭町	22-5538
副本部長	副 市 長	川 口 哲 治	千里浜町	22-1836
〃	教 育 長	八 島 和 彦	釜屋町	22-0424
本部員	羽咋消防署長	高 蔵 一 弘	志賀町中畠	090-1634-6881
〃	羽咋市消防団長	長 浦 和 弘	柴垣町	27-1729
〃	産業建設部長	前 田 剛 克	志々見町	26-0162
総務班長	地域整備課担当課長	田 中 哲 也	酒井町	26-1908
渉外班長	地域整備課課長補佐	西 村 美 保	上白瀬町	26-1284
被害記録班長	環境安全課課長補佐	松 本 敏 一	本江町	26-2563
資器材班長	地域整備課係長	宮 谷 孝 男	深江町	090-4328-6725
指令班長	環境安全課長	山 本 学	栗生町	22-3108
水防指導班長	羽咋消防署副署長	半 山 武 志	志賀町福浦港和光台	090-6271-9230
交通対策班長	環境安全課係長	能 山 圭 介	本江町	090-7085-8831
農林水産班長	農林水産課長	清 水 吉 朗	本江町	26-0488

(2) 水防事務分担

本部の事務分担は、次のとおりである。

①総務班

水防本部要員の招集、自動車の配備、現地連絡及び水防事務の取りまとめ、立案、報告等。

②渉外班

公用負担の指導、給食、水防対策についての広報及び対外的報道などの事務。

③被害記録班

水防時における河川、道路等の被害の収集取りまとめ及び関係諸機関等への報告等。

④資器材班

水防資器材の整備調整、搬出、受払及び関係水防管理団体よりの資材要請事務等。

⑤指令班

ア 状況の把握及び判定並びに水防警報立退き指示の立案及び発信、その他本部長が特に認める事項の伝達。

イ 洪水予報等気象情報の受信記録テレビ、ラジオの情報記録雨量、水位その他報告事項等の記録取りまとめ及び報告等。

ウ 水防時における水防無線テレメーター等の整備及び保守に関すること。

⑥水防指導班

水防時における管内の巡視、雨量並びに水位記録の収集及び水防作業の現地指導等。

⑦交通対策班

水防時における道路交通の情報及び収集並びに交通不通箇所の対策等。

⑧農林水産班

水防時における農林水産施設の巡視及び水防対策の立案、報告等。

3 水防団の組織

- (1) 水防団は、羽咋市消防団をもってこれに充て、かつ組織機構として活用するものとする。
- (2) 各河川の沿線にある住民は、協力団員として水防活動に協力しなければならない。

第3章 二級河川羽咋川、子浦川における水位情報の通知及び周知並びに水防警報

第1節 県が水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域

- 1 羽咋川のうち羽咋市東釜屋町（防潮水門）から海までの区域
- 2 子浦川のうち宝達志水町吉野屋（吉野屋橋）から羽咋川合流点までの区域

第2節 水位情報を発表する基準

- 1 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

- 2 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

- 3 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

なお、羽咋川、子浦川における水位情報周知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	活動対象水 防管理団体
羽咋川	羽咋川の場	羽咋市的場町	的場	TP 1.15m	TP 1.60m	TP 1.75m	羽咋市
子浦川	吉野屋橋	宝達志水町子浦	吉野屋橋	TP 2.60m	TP 3.10m	TP 3.40m	羽咋市 宝達志水町

第3節 水位情報の発表者、通報担当者及び受報者

水位周知河川における水位情報の発表者、通報担当者及び受報者は次のとおりである。

河川名	発 表 者	通報担当者	受 報 者
羽 咋 川	羽咋土木事務所長	羽咋土木事務所長	羽咋市長、石川県河川課長、石川県危機対策課長、J R 西日本金沢支社
子 浦 川	羽咋土木事務所長	羽咋土木事務所長	羽咋市長、宝達志水町長、石川県河川課長、石川県危機対策課長、J R 西日本金沢支社

第4節 水防警報安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動従事者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波発生時において津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動従事者の安全確保を図るものとする。

第5節 津波に関する水防警報を行う河川及びその区域

津波に関する水防警報を行う河川及びその区域については、洪水、津波又は高潮により知事が指定した水防警報を行う区域とする。

知事が指定した津波に関する水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区 域		延 長
羽 咋 川	羽咋市東釜屋町 防潮水門	海まで	1. 6 5 km
子 浦 川	宝達志水町吉野屋 吉野屋橋	羽咋川合流点まで	6. 0 0 km

第6節 水防警報発表の段階

知事の指定した羽咋川、子浦川の水防警報発令の段階は、準備、出動、状況、解除の4段階となる。

1 段 階

段階	内 容
準 備	水防団幹部の出動を行い、水防資器材の点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの。
出 動	水防団員又は消防団員等が出動する必要がある旨を通知するもの。
状 況	水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

2 羽咋川、子浦川における各段階の水位基準

河川名	観測所名	準 備	出 動	状 況	解 除
羽咋川	羽咋川的場	氾濫注意水位に達するか又は達するおそれのあるとき TP0. 85m～ TP1. 15m	なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき	適時、河川の状況を通知する必要があるとき	氾濫注意水位を下回って水防作業の必要がなくなったとき
子浦川	吉野屋橋	〃 TP1. 9m～ TP2. 6m	〃	〃	〃

第4章 浸水想定区域

第1節 知事が指定した浸水想定区域

区分	河川名
水位周知河川	羽咋川、子浦川
小規模河川	長者川、吉崎川、飯山川、酒井川、長曽川、金丸川、久江川、地獄谷川

第5章 水防活動

第1節 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第2節 水防巡視等

1 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに水防団長に状況を通知し、団長はそれぞれの河川等の水防受持区域の水防分団長に対し、その状況を通知し必要団員を海岸、河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が次の表の水防団待機水位に達した旨の通知があったときは、直ちに水防団長に連絡し、団長は関係水防分団長に通知するとともに、本部指令の水防信号（別表）により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせるものとする。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合も同様とする。

河川名	観測所名	測器 種類	所在地	付近の 堤防高	平均水位	水防団待 機水位	氾濫注 意水位
子浦川	吉野屋橋	テレメーター	宝達志水町子浦	5.30m	－	1.90m	2.60m
羽咋川	羽咋川の場	テレメーター	羽咋市の場町	2.95m	0.30m	0.85m	1.15m
飯山川	飯山川飯山橋	テレメーター	羽咋市飯山町	2.76m	－	0.80m	1.60m
長曽川	長曽川新橋	テレメーター	羽咋市下曽祢町	4.05m	0.95m	1.80m	2.40m
長者川	長者川紺屋橋	テレメーター	羽咋市川原町	3.23m	1.40m	2.10m	2.40m

2 河川、堤防の巡視等

- (1) 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時河川堤防を巡視し、降水量による水位の変化と水門の状況等を水防団長を通じて水防管理者に通知するものとする。なお、水位が氾濫注意水位に達したときは、石川県水防規則第1信号により地域住民に周知するものとする。
- (2) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達した旨の通知を受けたときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに第2信号を吹鳴し、団員を招集し水防作業に努め、その旨を水防団長を通じて、水防管理者に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を吹鳴し、その旨を水防団長を通じて水防管理者に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、洪水等の危険が切迫し直ちに地域内住民の避難立ち退きを必要と認めるときは、第4信号を吹鳴し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防団長を通じて水防管理者に報告するものとする。
- (5) 各分団長は、地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて対応するものとする。

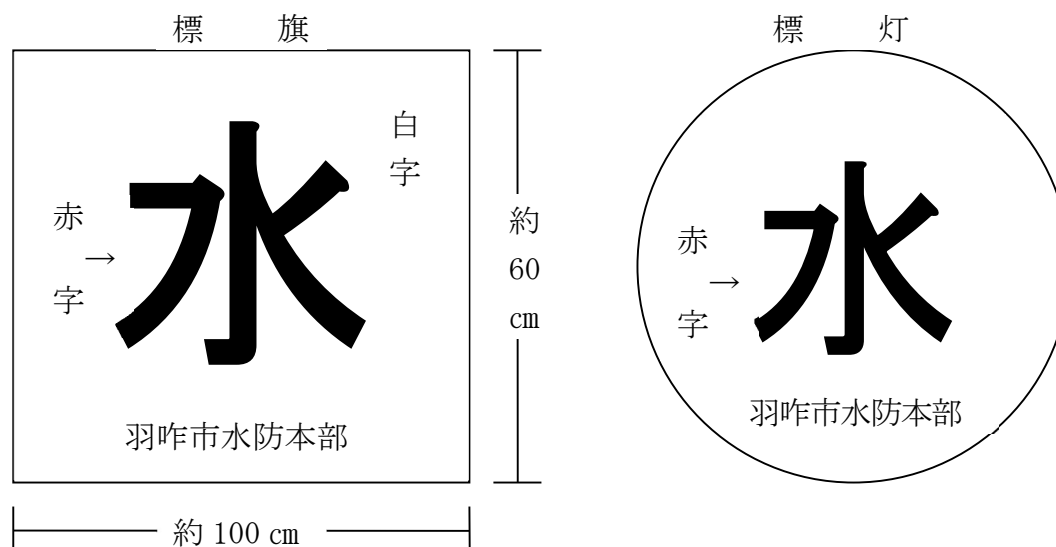
水防団への通報

分団名	通 報 先		電 話
団 長	柴垣町	長 浦 和 弘	27-1729
副 団 長	鹿島路町	潟 辺 正 勝	24-1213
	鹿島路町	松 生 朋 広	24-1138
第1分団	深江町	木 舩 浩	22-2694
第2分団	垣内田町	横 川 浩 一	26-1690
第3分団	下曾祢町	吉 田 和喜男	26-0865
第5分団	柳田町	田 嶋 学	22-1088
第6分団	滝町	塩 木 康 彦	22-4595

3 水防標識と水防信号

(1) 水防標識

水防用緊急自動車として使用する自動車は、次の標識を用いるものとする。



(2) 水防信号

水防信号は、石川県水防規則（昭和24年石川県規則第74号）の規定に基づき、次により行うものとする。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。	一般住民に周知するとともに必要な団員を収集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動することを知らせるもの。	各分団員を収集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動することを知らせるもの。	各分団員その他、必要により一般住民の出動を求める。
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	羽咋警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。
地震による堤防の漏水、沈下の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

備 考

- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第3節 水防活動等

1 水防団の活動

洪水等に際し、水害を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防活動の必要があると認めたときから、洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援することができるものとする。

2 水防団の受持区域は、次のとおりとする。

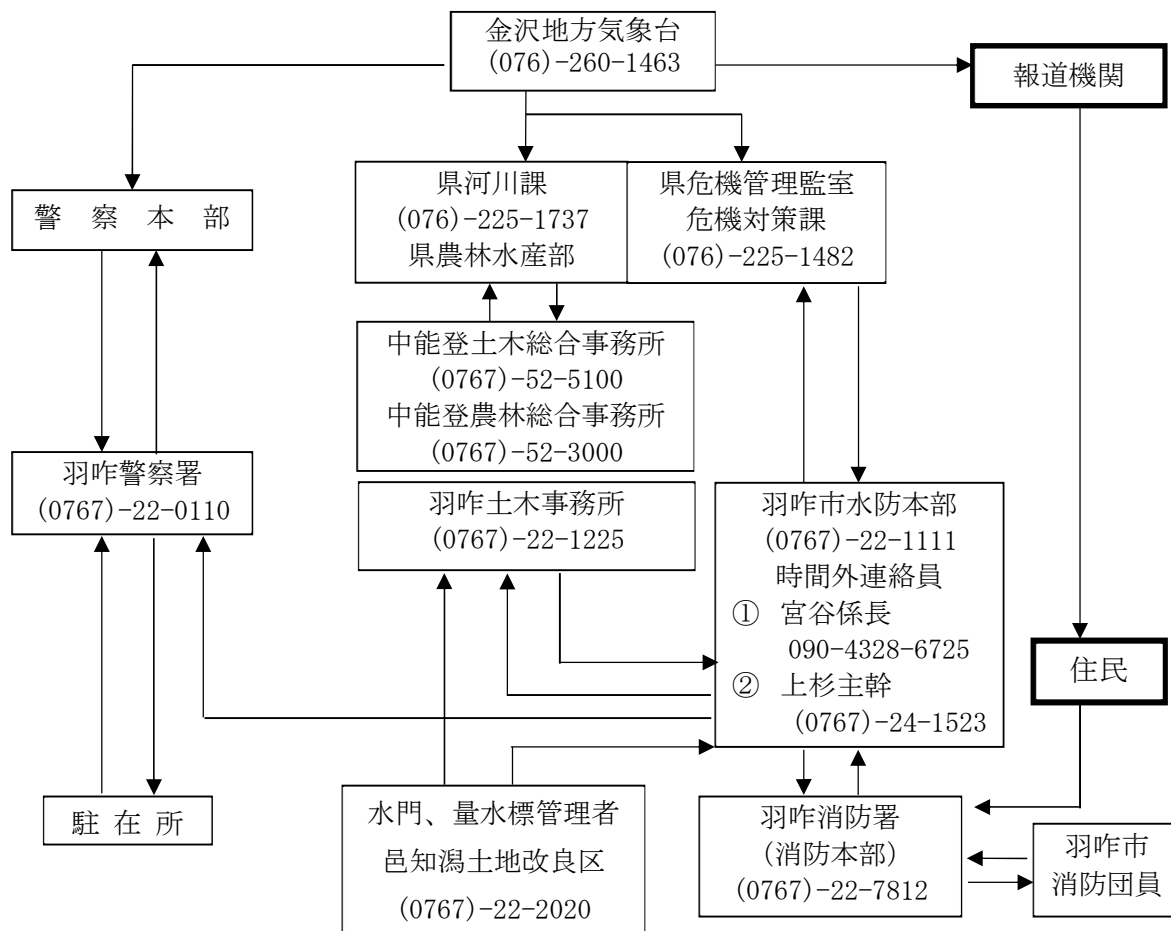
件数	河川名	区 域		氾濫注 意水位 m	担当 分団	人員	集合場所	責任者
		位 置	延長 m					
1	羽咋川	次場町より河 口両岸	2,100	1.15	第1 分団	40	第1分団 車 庫	第 1 分団長
2	子浦川	土橋町より本 町地内両岸	2,500	1.15	〃	〃	〃	〃
3	長者川	新保町より川 原町地内両岸	4,000	2.40	〃	〃	〃	〃
4	吉崎川	太田橋より上 流、下流両岸	1,250	1.60	〃	〃	〃	〃
5	飯山川	尾長町より菱 分河口両岸	2,300	1.60	第2 分団	40	第2分団 車 庫	第 2 分団長
6	邑知川	飯山町より千 代町地内両岸	900	0.60	〃	〃	〃	〃
7	白石川	上白瀬町より白 瀬町地内両岸	1,000	1.00	〃	〃	〃	〃
8	土受川	本江町より菱 分町地内両岸	2,150	0.60	〃	〃	〃	〃
9	酒井川	酒井町より菱 分町地内両岸	1,600	0.70	第2・ 3分団	40 16	第2・3分 団 車 庫	第2・3 分団長
10	長曽川	下曽祢町より金 丸出町地内両岸	2,700	2.40	第3 分団	16	第3分団 車 庫	第 3 分団長
11	金丸川	下曽祢町から金 丸出町地内両岸	1,650	2.00	〃	〃	〃	〃
12	久江川	下曽祢町地内 両岸	1,100	0.80	〃	〃	〃	〃
13	地獄谷川	大町より下曽 祢町地内両岸	500	0.60	〃	〃	〃	〃
14	前田川	大町地内両岸	2,150	0.50	〃	〃	〃	〃
15	相川	大町、四柳町 地内両岸	1,500	0.60	〃	〃	〃	〃
16	千路大川	千路町地内両 岸	1,080	0.50	第5 分団	28	第5分団 車 庫	第 5 分団長
17	大社川	一ノ宮町より 海岸両岸	700	0.50	第6 分団	23	第6分団 車 庫	第 6 分団長
18	宮川	柴垣町より海 岸両岸	1,720	0.60	〃	〃	〃	〃
19	滝谷川	柴垣町より海 岸両岸	4,000	0.60	〃	〃	〃	〃
20	日本海	柴垣町より新 保町	8,300		第1・ 6分団	40 23	第1・6分 団 車 庫	第1・6 分団長
21	邑知潟	全周辺	2,900		全 分団	148	各 分 団 車 庫	水 防 団 長

3 重要水防区域

河川名	岸	位 置	延長 (m)	予想される 危機	被災予防区域
飯山川	両	菱 分 町	300	堤防高	酒井川合流部より上流
	左	堀 替 新 町	60	堤防断面	彦助橋より上流
	左	白 瀬 町 宇 土 野 町	350	堤防高	飯山新橋より上流
	右	志々見町	6	水衝・洗掘	志々見町地内
金丸川	両	金丸出町	1,650	堤防高	長曽川合流部より上流
酒井川	両	酒 井 町 菱 分 町	520	堤防高	唐崎橋より上流
長曽川	両	金丸出町 菱 分 町	380	堤防高	潟崎橋付近より上流
長者川	両	川 原 町	280	堤防高	紺屋橋より上流
	両	川 原 町 御 坊 山 町	100	堤防高	川原町跨線橋付近
	両	新 保 町	350	堤防高	栗原大橋より上流
子浦川	右	立 開 町	40	水衝・洗掘	立開橋より上流

4 水防に関する連絡系統図

水防上必要な予報、警戒及び通信等の連絡は、この系統によって行う。



第4節 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後 2 日以内に下記様式により、水防本部長に報告しなければならない。

水 防 活 動 実 施 報 告 書

令和 年 月 日

作成責任者 ㊟

出水の概況		川 警戒水位 m 雨 量 mm							
水防実施箇所		川 左 岸 地先 m 右 岸 							
日 時		自 月 日 時 至 月 日 時							
出 動		水 防 団 員		消 防 団 員		そ の 他		合 計	
人 員		人		人		人			
水 防 作 業 の 概況及び工法		箇所 m 工法 							
水防の結果	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被 害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用 資 機 材	土のう袋					居住者の 出動状況			
	ロープ								
	杭					水防関係 者の死傷			
	その他								
						雨量水位 の 状 況			
備考									

注：水防を行った箇所ごとに作成のこと。

第5節 水防資材

水防倉庫並びに備蓄資材一覧

倉庫番号		1	2	3	4	5	計
水防倉庫名		羽咋川	飯山川	菱 分	酒 井	長曾川	
資材名	所在地	島出町	上白瀬町	菱分町	酒井町	下曾祢町	
ナイロン土のう	枚	3,200	2,400	2,800	800	4,100	13,300
大型土のう袋	枚					15	15
麻袋	枚	74	50				124
ナタ	丁	1	1	1		2	5
ロープ	巻	1	3	2	2	5	13
畳	枚	28	47	50		5	130
二子縄	玉	1	8	4	3	1	17
ノコギリ	丁	1	1	2	1	2	7
杭 (2.5m)	本		60	20		72	152
杭 (2.0m)	本	28		16		28	72
杭 (1.5m)	本		40		16	40	96
鉄線	kg	20	40	40	30	60	190
ペンチ・カッター	丁	2	3	5	2	5	17
スコップ	丁	15	24	14	17	33	103
掛矢	丁	2	5	5	7	11	30
一輪車	車	5	2	1	1	2	11
鉄杭(1.0m)	本					50	50
鉄杭(2.0m)	本	42				50	92
シート	枚	15	11	20	17	55	118
トビ	丁	2	2	2	2	3	11
大ハンマー	丁					2	2
シノ	丁	2	2	2	2	2	10

第6節 避難の勧告又は指示の実施

1 避難のための立退きの指示

洪水又は高潮等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から防護し、その災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示することができる。これらの指示を行ったときは速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちにその旨を公示し、知事に報告するものとする。

2 危険区域の想定と避難立退き先の指定

洪水又は高潮等の災害の発生、又は発生のおそれがある場合における危険区域の避難立退き先については、資料編に記載のとおりとするが、状況等により他の場所に変更される場合がある。

また、被災地が広域で市内の避難場所で収容しきれないときは、他地区に避難所の開設を依頼し自衛隊等の協力得て輸送するものとする。

3 避難立退きの周知

避難立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路をあらかじめ住民に周知しなければならない。万一の場合の避難立退きの情報伝達方法については、防災行政無線、広報車及び町会長への電話連絡等を用い迅速に行うものとする。

4 避難立退きの順序及び手段

避難立退きは、老人・女性・子供を優先し、避難者各個が協力しながら行うことを原則とし、必要に応じ関係機関の車両、船艇等を利用する。

5 浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難確保の措置

次の事項は、浸水想定区域ごとに市地域防災計画において定めるとともに、住民に周知させるために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法

(2) 高齢者等の災害時要援護者が利用する施設の名称及び所在地

(3) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(参考) 水防信号は、下表の区分に従って発する。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○—休止—○—休止—○—休止—○—休止
第2信号	○—○—○ ○—○—○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○—休止—○—休止—○—休止—○—休止
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○—休止—○—休止—○—休止—○—休止
第4信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○ — 休止 — ○ —

第7節 決壊等の通報及び決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したとき又は越水・溢水もしくは異常は漏水が発生したときは、直ちにその旨を関係機関（中能登総合事務所、中能登土木総合事務所・羽咋土木事務所、中能登農林総合事務所）に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

中能登総合事務所、中能登土木総合事務所・羽咋土木事務所、中能登農林総合事務所は、前記の通報を受けたときはこの旨を石川県水防本部、警察、その他必要な機関に連絡するものとする。

また、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法等を関係者と確認しておくものとする。

第8節 水防解除

市は、河川の水位が氾濫 注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなつたと判断したときは、水防団及び消防機関に水防解除を命じ、これを市民に周知するとともに、県へ報告するものとする。

第6章 その他の水防事務

第1節 水防訓練

市は下記の項目を中心に、一般住民及び関係機関の参加協力を得て、水防訓練を実施し水防意識の高揚に努めるものとする。

- (1) 状況把握（パトロールの実施、水位、潮位、雨量、風速情報の収集）
- (2) 情報伝達（電話、無線の使用訓練、連絡先及び伝達項目の確認）
- (3) 指示動員（地区住民、市職員、消防本部、県、警察、自衛隊などへの指示及び動員）
- (4) 資材輸送（人員、資材、機材の輸送）
- (5) 水防工法（水防工法の実地訓練）
- (6) 水門操作（現地での操作訓練）
- (7) 避難立退（危険区域住居者の避難誘導）

第2節 費用負担と公用負担

1 費用負担

市内の水防に要する費用は、原則として市が負担するものとするが、当市及び隣接市町の水防活動により、行為者以外の団体が著しく利益を受ける場合は、両者の協議により定めるものとする。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

市長及び消防団長又は水防団長は、水防のために必要があると認めたときは、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担金権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長、水防団長又は消防団長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

第	号		
公 用 負 担 権 限 証 明			
羽咋市水防団 第〇分団長 氏 名			
上記の者に〇〇地区における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明します。			
年 月 日 羽咋市水防団長 氏 名 ㊟			

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使した時は、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

(第		号)			
公 用 負 担 金					
目的物	種類				
負担内容	使用	収用	処分等		
年 月 日 羽咋市長 氏 名 ㊟ 事務取扱者 氏 名 ㊟					

(4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価により損失を補償するものとする。

(5) 身分証明

水防のため必要な土地に立ち入る場合は次の身分証票を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

第	号	
水 防 職 員 証		
所属機関名	水防	
職員氏名		
生年月日		
年 月 日交付		
		羽咋市長 氏 名 ㊟

備考 1. 水防の文字は赤色とする。

2. 大きさは、縦5.4cm、横8.5cmとする。

裏面

水防法抜粋

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1), (2) 省略

(3) 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避したもの。

備考

本証を携帯する者は次の心得を厳守しなければならない。

- 1 本証は水防法第49条第2項による土地立入証である。
- 2 記名以外の者の使用を禁ずる。
- 3 本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還すること。
- 4 本章記載事項に異動のあったときは速やかに訂正を受けること。
- 5 本証有効期限は交付の日より1年間とする。

第3節 水防計画の承認

この計画は、羽咋市水防会議に諮って定め、羽咋市防災会議で報告する。また、6月末日までに水防法第33条第3項の規定に基づき石川県知事に届け出なければならない。

第4節 水防班の編成

前田課長 (26-0162)	1 班				
	班長	班員			
	田中担当課長	岩本補佐	木村主査	井戸主事	平山主事
	(26-1908)	(22-6891)	(090-5908-1093)	(090-6271-1853)	(090-2373-5640)
	2 班				
	班長	班員			
	上杉主幹		岩本主査	衣川主査	
	(22-1523)		(23-4011)	(090-9620-1838)	
	3 班				
	班長	班員			
	宮谷係長	田嶋主査	山下主査	石田主査	
	(090-4328-6725)	(22-3383)	(090-9764-5844)	(22-2488)	
	庶務班				
	班長	班員			
	西村補佐	仲原主任	北村主事		
	(26-1284)	(26-0297)	(090-7087-9731)		

水 防 細 目

- 1 地域整備課長は、大雨注意報又は警報等の状況により班長に指示する。
- 2 課長から班長へ待機の指示があった時は、その状況により人数を決め班員に連絡する。
- 3 各班長は出動の指示がある時は、班員へ連絡する。
- 4 班長は庁用自動車及び運転手を必要とする時は、庶務班に連絡する。
- 5 地域整備課長及び庶務担当は、課内に待機し、水防資器材の調達並びに連絡調整等をする。
- 6 地域整備課の職員は、水害の状況を町会及び水防本部へ通報するほか、基本的には被害状況の調査、水防資材の搬出（調達）及び応急復旧対策に関することを担当するものとし、水防活動は町会及び水防団と調整し、水防団に一任する。
- 7 その他の状況により、その都度協議する。